

毎週火、金曜日発行(但休日該当ときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
○監査公告 昭和三十一年度に係る蚕業試験場並びに蚕業技術員養成所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第八十三号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る蚕業試験場並びに蚕業技術員養成所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年四月二十二日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所 執行年月日

蚕業試験場 昭和三十一年三月八日

蚕業技術員養成所 同

蚕業試験場 昭和三十一年三月八日監査

蚕業技術員養成所 同

監査委員 松本利治

一 技術陣容の整備と施設設備の内容充実につき関係当局の善処が必要である。

本件については前回も強く指摘したが依然として措置されていない。

特に本県下の蚕糸業は近年活発化してきている。一方科学の進歩に伴つて各種機械器具及び新農薬肥料が登場して蚕桑応用技術の研究は逐年複雑多岐に亘つていくにかかわらず、本場の施設はほとんどが数十年前の形態でありまた人員も不足を告げているので施設、設備の整備と陣容の充実について検討善処の要がある。

二 蚕業技術員の養成制度について検討せられたい。

養蚕技術の合理化は蚕桑技術の改善とこれが普及滲透とが緊急課題であつて国においても蚕業技術員養成機関の充実強化を勧奨しているところである。本県蚕業技術員養成所は本科定員三十名、修業年限一年となつてゐるが一ヶ年では学科実習及び実験全般にわたつての習熟には未だ不十分の憾があるので、農業講習所本科及び有畜営農指導所、第一種課程等と同様二ヶ年制に改め、なお研究科制を併置する等制度の改革の要があると思考せられるので検討せられたい。

三 経理出納その他の事務処理について次の点留意されたい。

1 桑園の一部を倉吉市に売却した土地代金が未測定であつた。

2 試験桑園地を倉吉市に譲渡した関係等もあつて公簿面積と実質面積に相違を来しているので実測の上適確なる土地面積をはあくして置くこと。

3 桑園間作として青刈大豆、蚕豆、小麦等を作付生産しているが収穫量のはあくが不明確である。

4 学友会で和牛一頭飼育しているが飼料及び副産物である堆肥等使用区分が混同している。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所